

発議第10号

核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和2年9月24日提出

提出者 松伏町議会議員 吉田 俊一

賛成者 松伏町議会議員 平野 千穂

賛成者 松伏町議会議員 福井 和義

賛成者 松伏町議会議員 鈴木 勉

松伏町議会議長 増田 等 様

## 核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な「核兵器禁止条約」が国連で採択されました。核兵器廃絶を訴え続けた被爆者の方たちの声が、日本国内でも世界でも大きく広がり、多くの人々の運動の力が政治を動かしました。

条約は「核兵器の使用が、破滅的で非人道的な結末をもたらす」、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反すると規定しています。核兵器の開発、生産、実験、製造、取得保有、貯蔵、使用と威嚇を禁じることで、核兵器の廃絶への道を示しています。本年2020年8月25日時点で、84カ国が署名し、44カ国が批准手続きするなど、着実に広がっています。批准国が50カ国に達すると条約が発効されるという段階まで動いています。

日本政府もこれまで様々に大量破壊兵器・非人道的通常兵器の廃絶に取り組んできましたが、昨今の核兵器を取り巻く情勢が世界的に揺らぐ状況では、政府が改めて核兵器禁止条約に署名・批准することこそ、核保有国と非保有国の橋渡しとなり、核軍縮に取り組む国際社会の分断を解消し、核廃絶への国際的な機運を再び高める契機となり、ひいては日本の安全保障を確保するものと確信します。

また国会においては、核兵器禁止条約のみならず、これまで日本国が署名・批准した国際人道法における違反を審理する国内法体系をあわせて整備し、国際社会に国際人道法を率先して順守することを宣言すべきです。

松伏町では「核兵器の廃絶を訴え、再び悲惨な争いのない、恒久の世界平和を」求める平和都市宣言を平成元年（1989年）決議しました。

松伏町民そして日本国民の核廃絶への願いを実現するため、一日も早い核兵器禁止条約への署名と批准、そして条約の求める立法上の措置を強く要望します。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

令和 2 年 9 月 2 4 日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	菅	義偉	様
総務大臣	武田	良太	様
防衛大臣	岸	信夫	様